

(目的)

第1条 小児医療提供体制の充実を図るために、初期救急医療機関と二次救急医療機関との連携強化など小児救急医療体制の整備に関する検討や第5期保健医療計画に基づく取組みに関する検討や評価などを行っていくため「高知県小児医療体制検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 休日夜間の小児救急医療体制の整備についての協議
- (2) 小児医療における医療計画の評価や検討についての協議
- (3) その他、小児医療を充実推進するための取組み等の協議

(組織)

第3条 会議の委員は、小児医療に携わる医師、学識経験者、関係団体及び行政機関等の代表者等で構成する。

2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 この会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

2 議事は公開とする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、高知県健康福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。